

食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会について

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部基準審査課

1. 趣旨

我が国の食品用器具及び容器包装は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき規格基準が定められているが、その規制の仕組みは、既にポジティブリスト制度を採用している欧米の規制とは異なり、国際的な整合性がとれていない。

このため、有識者からなる「食品用器具及び容器包装の規制のあり方に係る検討会」を設置し、国内外の知見や技術進歩に関する調査等を行い、昨年6月に中間取りまとめを作成した。

この中間取りまとめを踏まえ、器具及び容器包装の安全性を高めるための具体的な仕組みを検討することを目的として、学識経験者、消費者、地方自治体、業界関係者等の幅広い構成員からなる「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 規制のあり方と目指すべき方向性
- (2) ポジティブリスト制度の具体的な仕組み
 - ・適用する範囲
 - ・ポジティブリスト制度の具体的手法 等
- (3) ポジティブリスト制度を円滑に運用するために必要となる仕組み
 - ・事業者間等の情報伝達を確保する仕組み 等

3. スケジュール

- 第1回 8月23日開催
 - ・座長の選出、食品用器具及び容器包装の現行制度及び現状について事務局から説明、検討に当たっての主な論点(案)について議論
- 第2回 9月30日開催
 - ・関係者からのヒアリング、議論
- 第3回 11月1日開催予定
 - ・関係者からのヒアリング、議論
- 第4回以降 月1回程度を目処に開催
 - ・関係者からのヒアリング、議論を実施し、平成28年度末を目処に取りまとめを目指す

参考:「食品用器具及び容器包装の規制のあり方に係る検討会」中間取りまとめ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index.html

「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」議事録、資料等

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin.html?tid=373979>

構成員名簿

氏 名	職 名
伊藤 廣幸	(一社) 日本フランチャイズチェーン協会専務理事
◎ 大前 和幸	慶應義塾大学医学部教授
小倉 寿子	(一社) 全国消費者団体連絡会政策スタッフ
鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会品質保証本部安全政策推進部長
小野 和也	(一社) 日本乳容器・機器協会技術統括委員長
重倉 光彦	ポリオレフィン等衛生協議会専務理事
中嶋 伊和夫	(一社) 全国清涼飲料工業会技術部長
西川 裕二	埼玉県保健医療部食品安全課長
野田 晴美	(公社) 日本食品衛生協会食品衛生研究所化学試験部化学試験課長
古橋 裕之	日本ポリプロ(株) 品質保証部長
○ 堀江 正一	大妻女子大学家政学部食物学科教授
松井 秀俊	東洋製罐(株) テクニカル本部基盤技術部製品アセスメントグループ主査
六鹿 元雄	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第三室長
森田 満樹	(一社) FOOD COMMUNICATION COMPASS 代表
横田 明美	千葉大学法政経学部准教授

◎ : 座長

○ : 座長代理

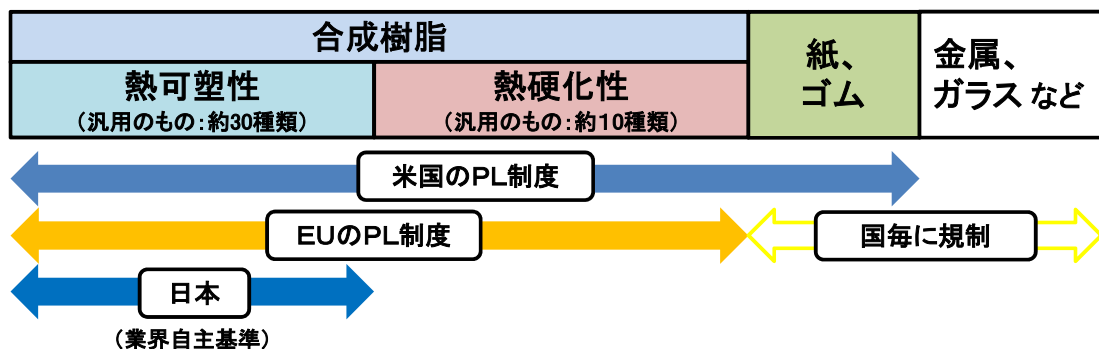
我が国と諸外国における規制の比較

ポジティブリスト制度 (使用を原則禁止した上で、使用を認める物質をリスト化)	ネガティブリスト制度 (使用を原則認めた上で、使用を制限する物質をリスト化)
米国、欧州(EU)、インド、中国、ASEANの2ヶ国(インドネシア、ヴェトナム)、湾岸協力会議(GCC)加盟6ヶ国、南米共同市場(MERCOSUR)加盟5ヶ国など <米国又は欧州の規制を準用している国> イスラエル、オーストラリア、ニュージーランド	カナダ、ロシア、日本、韓国*、台湾、ASEANの8ヶ国*など

*韓国・タイにおいてポジティブリスト制度導入を検討中

※株式会社情報機構発行「各国の食品用器具・容器包装材料規制～動向と実務対応～改訂増補版」より加工

我が国と欧米における規制の比較



○米国: ポジティブリスト制度

合成樹脂及び紙・ゴムについて、1958年から連邦規則集に掲載された化学物質のみが使用できるポジティブリスト制度。合成樹脂については、ポリマーの種類ごとに、使用可能なモノマー、添加剤やその含有量が規定。これに加え、2000年から、承認の迅速性を図るため、個別製品ごとに申請者に限定して使用可能とする制度(上市前届出制度(FCN)が新設された。原材料事業者を含め、適正製造規範(GMP)のもとで製造されることが要求されているが、事業者間の情報伝達に関する特段の規定はなく、自主管理・自己宣言に任されている。

○欧州(EU): ポジティブリスト制度

合成樹脂について、2010年からポジティブリスト制度。モノマー、添加剤ごとに、溶出量や使用条件等が規定されている。また、製品及びその材料を構成する成分の総溶出量についても規定されている。原材料事業者を含め、適正製造規範(GMP)に従った製造を義務づけるとともに、事業者間の情報伝達のため、適合宣言書の製品への付帯が義務づけられている。

○日本: 食品衛生法ではネガティブリスト制度

これに加えて、熱可塑性樹脂に関しては、三衛協による自主基準(化学物質約1,500種のポジティブリストと衛生試験法)と自主基準への適合性を証明する確認証明制度が設けられている。

検討に当たっての主な論点(案)

1. 規制のあり方と目指すべき方向性

我が国における器具・容器包装に係る規制として、安全性の向上及び国際整合の観点から、ポジティブリスト制度の導入を含めた規制のあり方と目指すべき方向性についてどのように考えるか。

2. ポジティブリスト制度を導入する場合の課題と対応

- (1) 当該制度が適用される器具・容器包装の材質(合成樹脂、金属、紙、陶磁器等)や、物質の種類(添加剤、モノマー、触媒等)、リスク管理の手法等について、どのように考えるか。
- (2) ポジティブリストに適合した原材料や製品であることを担保するためには、事業者間における情報伝達が必要となるが、その具体的な仕組みについて、どのように考えるか。
- (3) ポジティブリスト制度を機能させるとともに、事業者による安全性確保の取組をより向上させるためには、原材料の管理や記録の作成保存を含めた、適正な製造管理を担保するための仕組みが必要となるが、その具体的な仕組みについてどのように考えるか。
- (4) 上記を踏まえた地方自治体の監視指導のあり方について、事業者の把握手段を含めてどのように考えるか。
- (5) その他

(参考) 器具・容器包装の流れと論点のイメージ図

